

2019年10月30日

鶴見区長 長沢 伸幸 様

大阪市職員労働組合
鶴見区役所支部
支部長 中村 秀樹

住民情報担当業務委託に係る職員の勤務労働条件に関する申し入れ

本市では、区役所窓口サービス課住民情報担当等窓口業務の民間委託が2013年2月から順次実施され、当区では2014年2月より民間委託が行われている。

当区の住民情報担当においては、2019年12月から新たな委託事業者になると聞きおよんでいるが、今回の契約更改にあたり関係局から「偽装請負」リスクの回避策が示され、具体事務が進められていると認識している。

については、当該現場の職場環境及び職員の勤務労働条件にかかわる事項でもあるので、次のとおり申し入れる。

記

1. 契約更改により、市民サービスの低下や職場混乱を起さぬよう、所属として責任をもって対応すること。
2. 違法である「偽装請負」と取られかねない対応とならないよう、所属として責任をもって対応すること。
3. 契約更改により、「偽装請負」リスクの回避策が徹底されたことにより、現場組合員の業務量増加及び勤務労働条件に影響を及ぼす場合は、必要な要員を確保するなど十分な業務執行体制を構築すること。

以 上